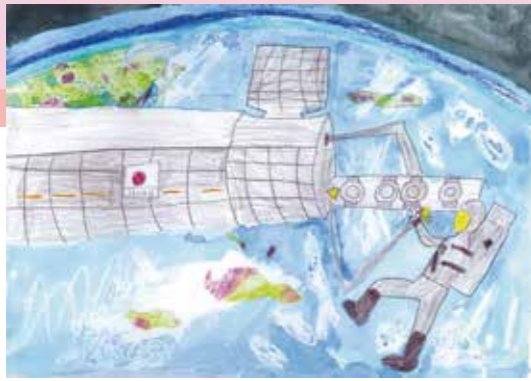


こどもが主役!!



子どもが元気に
いきいきできる
まちづくりをめざして

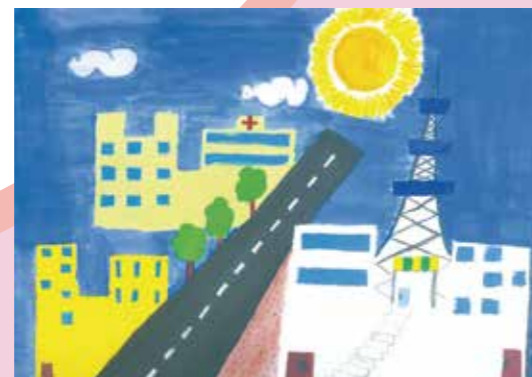


子ども向け

目黒区 子ども 総合計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月
目黒区



子ども向け目黒区子ども総合計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区子育て支援部子育て支援課

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-8723(直通)

印刷 株式会社 ドゥ・アーバン

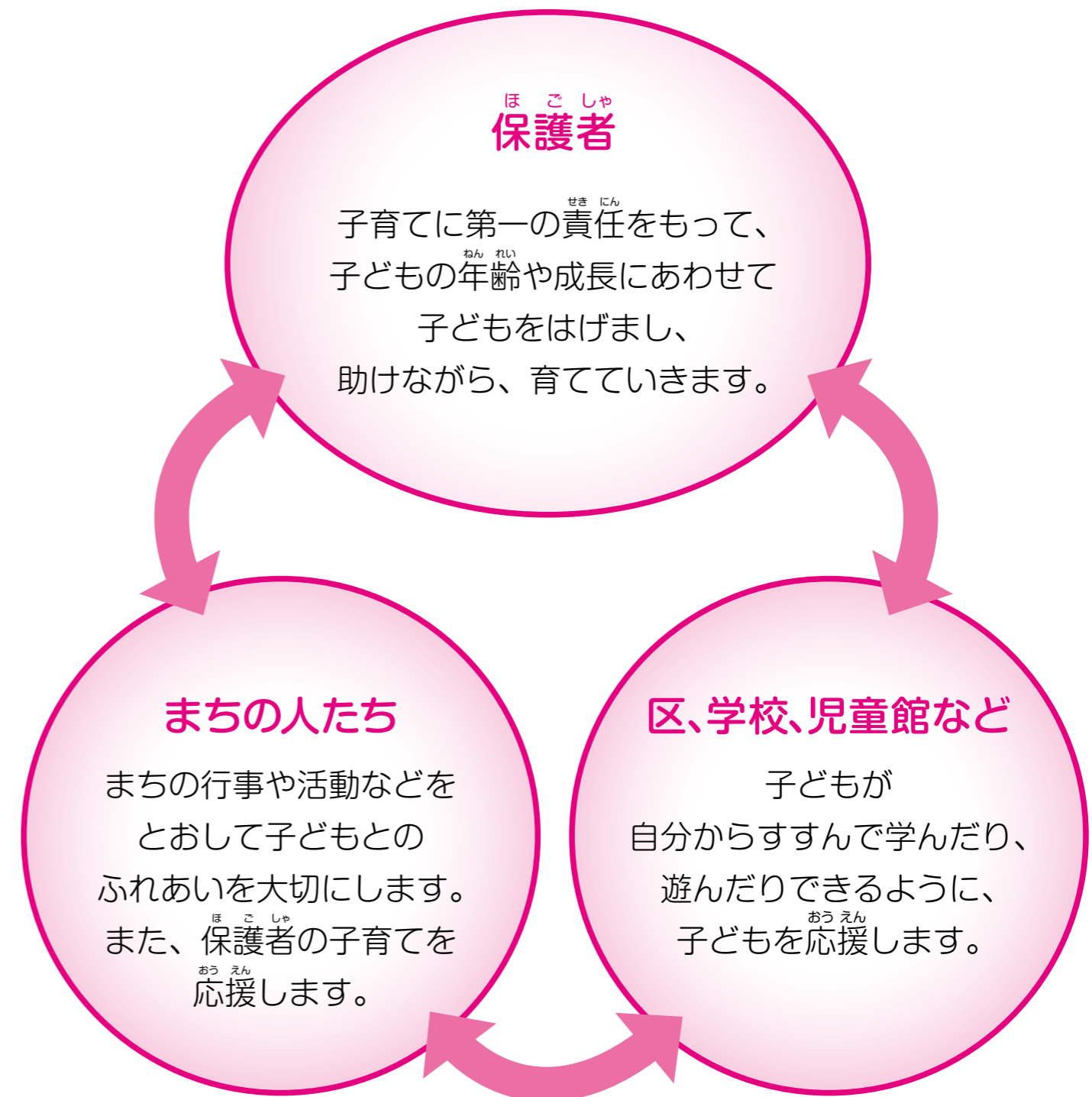
主要印刷物番号
31-27号

目黒区では、子どもたちが自分らしさを大切にされながら育ち、安心して元気に過ごすことのできるまちにするために「子ども総合計画」をつくっています。

6つの目標に向かってまちをつくっていきます。

- ①子どもが、どんな差別や暴力も受けないで育つまち
子どもが感じたこと、考えたこと、意見を自由に言うこと、活動に参加することができるまち
- ②子どもが、元気に生まれて、元気に育つまち
- ③子どもが、保護者から愛情をもって大切に育てられるまち
- ④子どもが、いろいろな学びや経験をとおして生きる力が育つまち
- ⑤子どもの成長を、住んでいるまちの人がみんなでおうえんするまち
- ⑥子どもが、緑や水にふれることができるまち
安全で安心して住むことができるまち

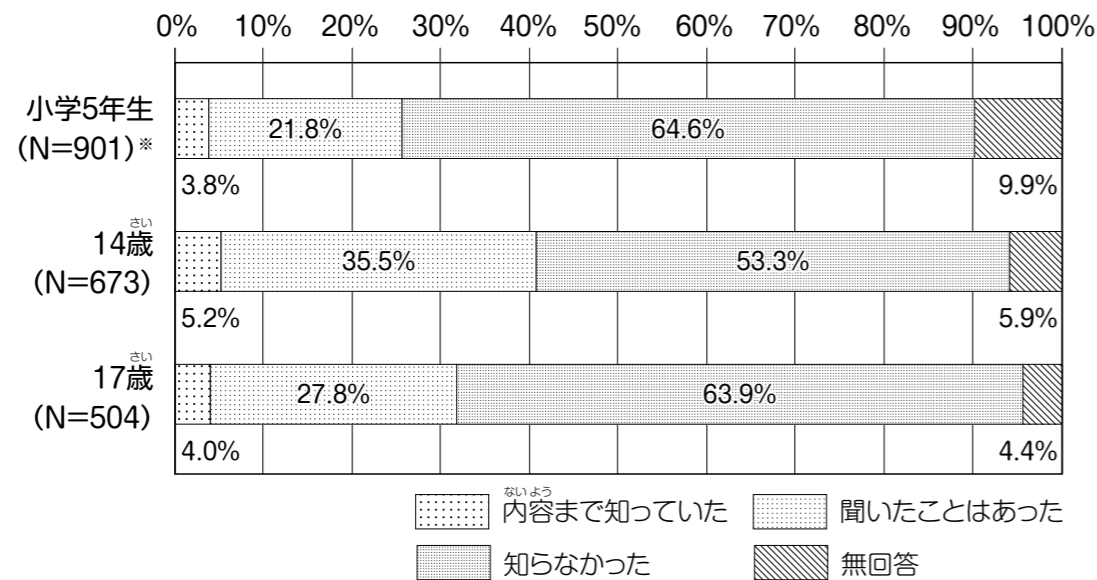
大人はみんな力で力を合わせて 子どもたちを支えます。



1 アンケート

平成30年10月に目黒区に住んでいる小学5年生と、中高生世代の14歳、17歳の全員にアンケートをとって聞きました。

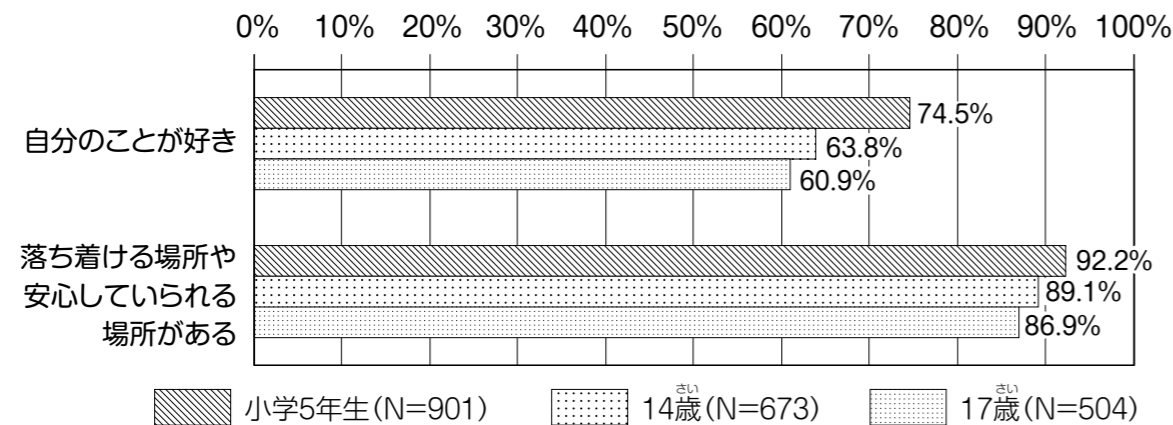
(1) 「目黒区子ども条例」を知っていましたか？



※(N=901)は小学5年生のアンケートで回答してくれた人が901人いたという意味です。

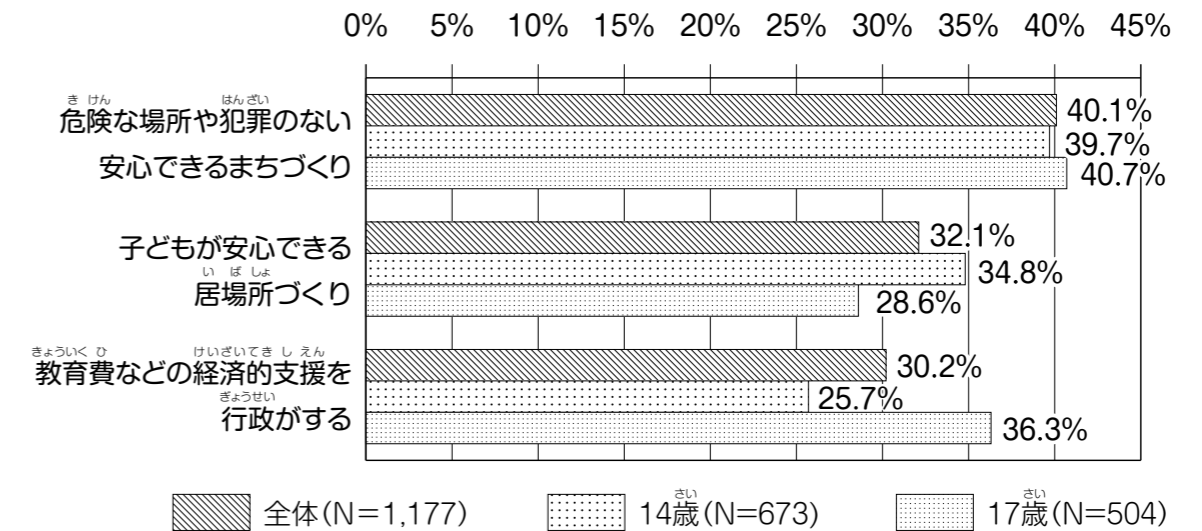
目黒区では子どもが自分の意思でいきいきと成長していけるようなまちづくりをすすめるため、平成17年12月に「目黒区子ども条例」をつくりました。この条例では「保護者から愛情を受けて生きる権利」「安心して生きる権利」「参加する権利」「自分らしく生きる権利」を子どもの権利として尊重することが書いてあります。

(2) 自分のことが好きですか、落ち着ける場所や安心していられる場所がありますか？



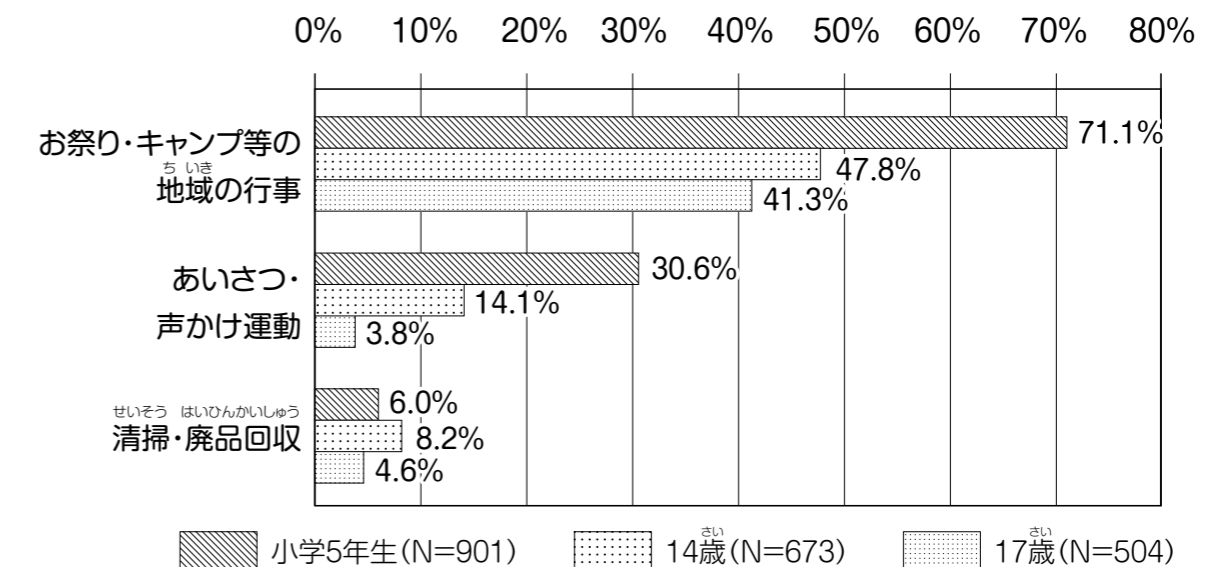
どちらの質問についてもたくさんの方が「はい」と答えています。その割合は学年がすすむにつれて少しずつ下がっています。

(3) 子どもの権利を尊重するまちの実現のために大切なことは何ですか？ (中高生世代の14歳と17歳に聞きました。)



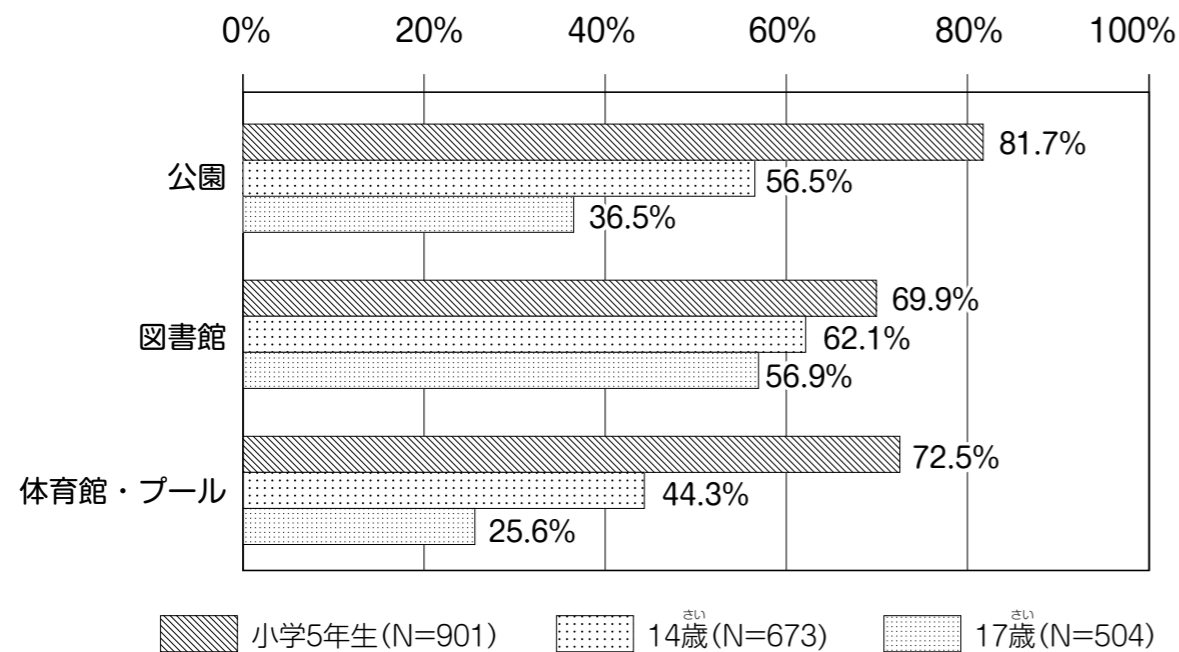
質問に対する選択肢をたくさん用意し、5つまで選んでもらった結果で一番多かったのが、中高生世代の14・17歳ともに「危険な場所や犯罪のない安心できるまちづくり」でした。14歳では「子どもが安心できる居場所づくり」が2番目で、安心・安全に過ごせる場所を必要としている様子が見えます。

(4) 地域の活動に参加したことがありますか？



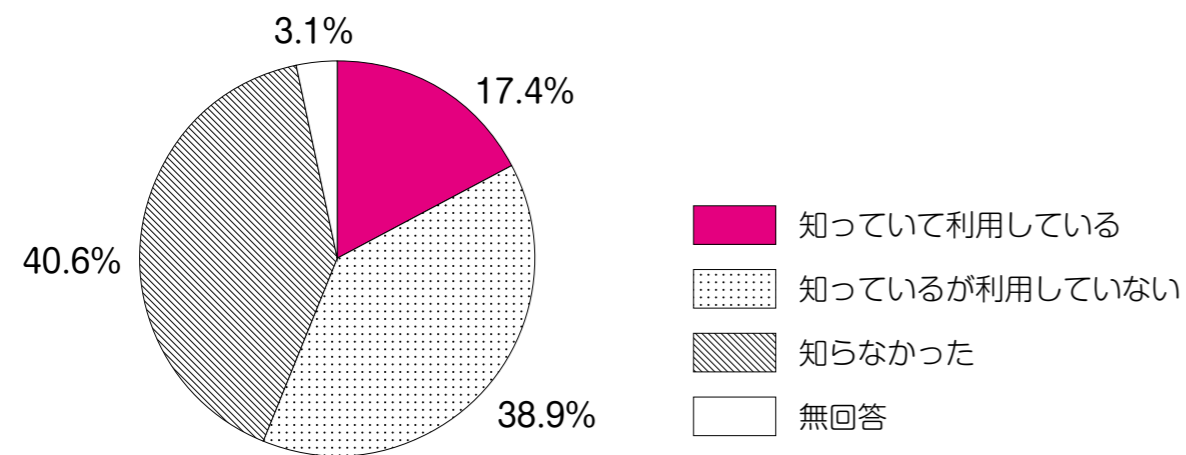
地域のお祭りやキャンプなどの行事は、他の活動に比べて積極的に参加している様子が見えます。

(5) 最近一年間に授業以外で利用した 区内の施設はありますか？



●利用した施設をすべて選んでもらいましたが、学年が進むにつれて、区内施設を利用する人の割合が少なくなっています。小学5年生で公園の利用が多くなっています。

(6) 目黒区の児童館は18歳未満の児童の方は利用できる ことを知っていましたか？ (14歳と17歳に聞きました。)



●児童館は、遊びを通じて子どもの健康や感情を豊かにするために、遊び場を用意しています。小学生や中高生が安全・安心に過ごせる場所として利用できるように、イベントを行うなど、いろいろな工夫をしています。

2 子ども総合計画でのとりくみ

子ども総合計画に書かれているたくさんの中からのとりくみの中から、みなさんに知ってほしいものをいくつか紹介します。

(1) 子どもの権利の尊重

「目黒区子ども条例」の基本理念に基づき、子どもをいじめや虐待などの人権侵害から守り、子どもが自らすすんで参加し意見が言えるようにします。

❖「子どもの権利」ってなに？

子どもが保護者から大切に育てられ、学んだり遊んだりできることや、病気の際にはお医者さんにみてもらえること、また自由に考えたり意見を述べたりできることなど、子どもが成長するために必要なことを「子どもの権利」といいます。

次のようなことをやっています。

(事業の名前の前にある表示は対象者を示しています)

例： **小・中** →小・中学生向けとりくみ

事業の名前	行っていること
大人 体罰等の防止に向けたとりくみ ・教育指導課	体罰等をなくすために、先生などを対象に研修会を行っています。また、体罰をなくすためのマニュアル(「目黒区体罰根絶マニュアル」という名前です)を配り、先生や部活動を指導している人たちの意識を高めています。
小・中・高・大人 子ども条例の普及・啓発 ・子育て支援課	・子ども条例を知ってもらうためにパンフレットを配っています。 ・子ども条例啓発カレンダーをつくって、学校や児童館などの区の施設に配っています。 ・子ども条例の勉強会や講演会を行っています。

❖「子ども条例」ってなに？

あなたも、友だちも、その友だちも、一人ひとりが、とても大切な存在です。自分の気持ちを大切にしながら、いきいきと育てほしいとまちの人たちみんながねがっています。目黒区では、大人が力をあわせて、未来をつくる子どもを応援していくために、平成17年12月に「目黒区子ども条例」という区の決まりをつくりました。3ページにあるアンケートの結果では、「子ども条例」を知っている人が少なかったため、大人も含めて多くの人に知ってもらえるように努力していきます。

ほかにも次のようなことをやっています。

(事業の名前の前にある表示は対象者を示しています)

例：小・中 → 小・中学生向けとりくみ

事業の名前	行っていること
小・中・大人 平和の特派員広島派遣 ・総務課	小・中学生を広島に派遣し、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さについて考える機会をつくっています。その体験を友達や家族へ伝え、さらに区民にも知らせています。
小・中・高・大人 子どもの権利擁護委員制度の普及「めぐろ はあと ネット」 ・子育て支援課	子どもの権利が侵害された時に、「子どもの権利擁護委員」が、子ども本人などから話を聞き、解決に向けて努力します。また、子どもの権利擁護委員を知ってもらうために、「めぐろ はあと ネット」の内容を書いたチラシを配るなどのPRをします。(相談のひみつは守ります。)
小・中・高・大人 人権教育 ・人権政策課 ・教育指導課 ・生涯学習課	区立学校における授業や課外活動、人権オープンスクール、また、青少年プラザ、社会教育館等のイベントなどを通して、人権尊重の考え方や障害に対する理解を深め、部落差別(同和)や男女平等、性の多様性などの人権について知ってもらう機会をつくります。またいじめや差別をなくすとりくみを行っています。

事業の名前	行っていること
小・中 スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校や家庭等への派遣 ・教育支援課	スクールソーシャルワーカーが区立学校や家庭等に出向き、子どもたちの周りの、いろいろな状況や問題について、スクールカウンセラーやそれぞれの立場の人と協力し、問題解決ができるように一緒に考えていきます。
小・中 長期欠席児童・生徒への学習支援 ・教育支援課	長期で学校を休んでいる人に対して、一人ひとりの状態にあった支援をします。「めぐろエミール」では、子どもたちにとって過ごしやすい居場所を目指しています。また、パソコンなどを使って自宅でも学習ができる「eラーニング」を使った学習支援をしています。

❖「めぐろ はあと ネット」ってどんなところ？

「なやみがある」「いやな思いをした」「話がしたい」「助けてほしい」などつらい気持ちがあるときには、ひとりでなやまずに相談の電話をしてください。「めぐろ はあと ネット」では「子どもの権利擁護委員」という人が、子どもなどの話をよくきいて、なやみごとを解決できるように一緒に考えていきます。(相談のひみつは守ります。)

❖「子ども食堂」ってどんなところ？

地域の大人や団体が、子どもやその保護者に食事を作ってみんなで食事をしているところです。子どもは無料のところほとんどです。子ども食堂によっては、食事だけでなく、勉強や遊びなどもやっています。中学生・高校生がボランティアとして参加しているところもあります。

目黒区内の子ども食堂の場所や時間などは、目黒区公式ホームページで探すことができます。

目黒区公式ホームページ [子ども食堂 検索](#)

(2) 子どもの参加の推進

子どもの意見や考えを取り入れながらまちづくりなどができるようにします。

次のようなことをやっています。

(事業の名前の前にある表示は対象者を示しています)

例： **小・中** → 小・中学生向けとりくみ

事業の名前	行っていること
小 キッズレポーター ・子育て支援課	小学生が自分たちの興味のあることやまちのことを取材し、インターネット上のポータルサイトに記事を載せます。
中・高 中学生アンケート ・子育て支援課	中高生が興味や関心を持っていることや、まちづくり、防災などについて意見を聞きながら、中高生自身がアンケートを作成し調査を行っています。その結果をもとに中高生の座談会を行うなど、中高生の声をさらに区政に反映させています。
中・高 中高生の社会参加事業 ・子育て支援課	「めぐろう」の編集・発行作業の中でいろいろな人と出会い、他人とのコミュニケーション力や自らの思いや考えを発表する力を身につけていきます。特集の一つとして、「中学生アンケート」の結果については、編集員が取材及び編集を行い、「めぐろう」にのせています。

❖「めぐろう」ってなに？・・・

編集員になるにはどうすればいいの？

「めぐろう」は、目黒区のいいところや中学生・高校生が感じたことなどを文章にして同世代に向けて作った中学生・高校生による中学生・高校生のためのタウン情報誌です。編集員は、1年に1回募集をしています(5月ころ)。興味のある人は是非参加してください。

(3) いじめ防止対策の推進

子どもたちが安全で安心な学校生活を送るために、子どもがお互いを大切にする教育をすすめ、学校や家庭が協力していじめを防止していきます。

★区立小・中学校でのとりくみ★

いじめ防止等を推進するための組織の設置 【教育指導課】

いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を推進するため、外部の人を含めた組織をつくります。

今の状態	これから行うこと
「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」、 「目黒区いじめ問題対策委員会」を定期的に開いています。	「目黒区いじめ問題対策連絡協議会」と「目黒区いじめ問題対策委員会」を開き、いじめ防止に向けたいろいろなとりくみをしていきます。

★区立小・中学校でのとりくみ★

いじめ問題の未然防止のとりくみ 【教育指導課】

いじめ問題を防ぐため、区立小中学校の児童生徒にアンケート調査をします。

今の状態	これから行うこと
5つの中学校区の小・中学校の児童・生徒を対象に、アンケートを行い、いじめ問題の防止、早期発見に役立てています。	効果をみて、全小・中学校でアンケートを行います。

(4) 成長・発達に応じた切れ目のない支援

障害のある子どもがそれぞれの個性や成長にあったところで安全に過ごせるようにします。

次のようなことをやっています。

(事業の名前の前にある表示は対象者を示しています)

例： **小・中** → 小・中学生向けとりくみ

事業の名前	行っていること
小 学童保育クラブでの障害のある こどもの保育の充実 ・子育て支援課	31人の障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもが学童保育クラブを利用しています。障害のある4年生から6年生の子どもも学童保育クラブに通い、安全に過ごすことができるように努力します。希望する学童保育クラブで安全に安心して過ごせるように考えていきます。
小・中・高 障害のある子どもへの居場所 の提供 ・子育て支援課	障害のある子どもの児童館の利用は年々増えています。障害のある子どもが児童館で安心して過ごせるように、保護者と協力しながら環境を整えます。ランドセル来館の利用も引き続き行います。

★小学生・中学生・高校生に向けたとりくみ★

発達障害支援事業 【障害福祉課】

発達障害のある子どもや保護者からの相談を受けるところです。いろいろなところと協力して、子どもや家族に対して支援をします。

今の状態	これから行うこと
平成30年度からはじめました。	多くの人に発達障害について知ってもらい、相談を受けられるように努力し、子どもや家族への継続した支援をします。

(5) 子どもの生活力の向上

携帯電話やスマートフォンなどを持っている子どもが増え、インターネットを通じたトラブルに巻き込まれる事件なども起きています。子どもが安心して生活するために、正しい知識を身につけることができるようにします。

次のようなことをやっています。

(事業の名前の前にある表示は対象者を示しています)

例： **小・中** → 小・中学生向けとりくみ

事業の名前	行っていること
小・中 夏休み子ども向け消費生活講座 ・産業経済・消費生活課	子どもたちが成長していく過程で、ぜひ身につけてほしい消費生活のテーマについて、毎年夏休みに子どものための講座を開きます。毎年3つ以上の講座を開いています。
中・高・大人 暴力から自分を守るとりくみ ・人権政策課	目黒区にある中学校や高校の生徒や保護者の皆さんに、「交際中の暴力」の防止についての勉強会や講座を行っています。

❖デートDVってなに？

交際中のカップル間で起こる暴力のことで、相手を怖がらせたり傷つけたりして、自分の思い通りに動かそうとする行動のことです。身体に加えられる暴力だけでなく、言葉での暴力や性的な暴力、経済的な暴力も含まれます。

(6) 魅力ある居場所の拡充

小学生には児童館、ランドセルひろば、子ども教室など、放課後に利用できる場所がいろいろあります。また、児童館は18歳未満の人が利用できます。子どもたちが安全に遊び、放課後を安心して過ごせるようにします。

★小学生に向けたとりくみ★

放課後子ども総合プランの推進【子育て支援課・放課後子ども対策課・生涯学習課】

すべての小学生が放課後などを安全に安心して過ごし、いろいろな体験や活動ができるように、主に同じ小学校の中に学童保育クラブやランドセルひろば(拡充)、子ども教室などの居場所づくりを進めていきます。

今の状態	これから行うこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ランドセルひろば(拡充)は放課後や夏休みなどに行っています。 ・子ども教室は放課後や土日などの学校がお休みの日に行っています。 ・東根小学校と中根小学校でモデル実施しています。 	<p>令和2年度中に、放課後子ども総合プラン本格実施のための計画を作ります。そして、令和3年度からその計画に基づき、各小学校へ広げていきます。</p>

★小学生に向けたとりくみ★

放課後児童健全育成事業の推進【子育て支援課】

保護者が働いているなどの理由で昼間に家にいない家庭の小学生が放課後、学童保育クラブで安全に遊び、生活できる場をつくりまします。

今の状態	これから行うこと
<p>学童保育クラブは30か所あります。(平成31年4月1日時点)</p>	<p>これからも子どもが安全・安心して利用できるように考えていきます。</p>

★小学生に向けたとりくみ★

ランドセル来館の充実【子育て支援課】

下校後、ランドセルを持ったまま直接児童館に来ることができる事業で、登録をしてから利用します。

今の状態	これから行うこと
<p>学校が開校している月曜日から金曜日の放課後から児童館が閉まる午後6時まで利用できます(学校のある土日で児童館が開いている日は放課後から午後5時まで利用できます)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用したい小学1年生から6年生までが安全に児童館で遊べるように考えていきます。 ・学校を会場にしてやっている「ランドセルひろば」「子ども教室」へ参加したい場合はできるように、家庭や学校と協力しています。 ・障害のある子どもも安全に利用できるように考えていきます。

★小学生に向けたとりくみ★

放課後フリークラブ事業の推進【生涯学習課】

子どもが安全で安心して遊んだり活動ができるように、「ランドセルひろば」や「子ども教室」を学校の放課後や学校が休みの日に行っています。

今の状態	これから行うこと
<p>ランドセルひろばは、小学校20校で行っています。 子ども教室は15団体で行っています。</p>	<p>子ども教室はより多くの学校などでできるように考えていきます。</p>

❖「ランドセルひろば」や「子ども教室」ってどんなところ？

ランドセルひろばは、月曜日から金曜日（夏休みなどの長期のお休みは行っていません）の放課後の校庭で遊ぶことができます。時間は学校で決めますが、基本的には放課後から午後5時まで（11月から2月までは午後4時か午後4時30分まで）です。

子ども教室は、地域の人と一緒に交流したり、子どもたちがスポーツなどを行うことができるようなイベントを行っています。小学校などを利用して主に小学生を対象にしています。放課後や土曜日や日曜日などの学校がお休みの日、夏休みなどの長期のお休みなどに行っています。今は15か所の小学校で行っていて、自分の通っている学校ではなくても参加できます。

❖「ランドセルひろば（拡充）」って？

これまでのランドセルひろばは、雨の日や気温の高いとき、学校が長期のお休みのときなどには行っていませんでしたが、平成31年4月から、モデル事業として東根小学校と中根小学校の2校で、校庭だけではなく体育館なども使い、雨の日や夏休みでもランドセルひろばを行っています。

★小学生・中学生・高校生に向けたとりくみ★

児童館の整備 【子育て支援課・放課後子ども対策課】

南部、西部地区に児童館がつかれるように考えていきます。出張児童館、移動児童館などを引き続き行います。

今の状態	これから行うこと
<ul style="list-style-type: none"> 児童館は15か所あります。 出張児童館、移動児童館は西部地区（緑が丘児童館、八雲児童館）、南部地区（原町児童館、向原児童館）、北部地区（東山児童館）、東部地区（区民センター児童館）で行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 目黒本町一丁目に児童館をつくりま す。そして南部地区の碑住区地域、西部地区の東根住区地域に児童館をつくれるように努力します。 出張児童館や移動児童館は引き続き行います。

❖「児童館」ってどんなところ？

運動あそびや工作、楽器あそび、ゲームなど、ひとりでもおおぜいでも自由に楽しめる「子どものあそび場」です。18歳未満の人はだれでも利用できます。また、地域（近所）の人たちに協力してもらい、小さい子どもからお年寄りまで、子どもとおとながいっしょにあそべるイベントなどをやっています。一度遊びにきてください。

❖「出張児童館・移動児童館」って？

学校やその他の施設を借りて行う出張児童館、緑が丘児童館が専用の車で東根などの地域に出かけていって行う移動児童館があります。近くに出張・移動児童館がやってきましたら、ぜひ遊びにきてください。

★中学生・高校生に向けたとりくみ★

児童館における中高生の居場所の拡大 【子育て支援課】

児童館に中高生向けの利用時間やスペースを作り、児童館をPRし、多くの中高生が利用できるようにします。また中高生が自分たちで考えた「ティーンズフェスタ」を開催します。

今の状態	これから行うこと
<ul style="list-style-type: none"> 児童館では、中高生コーナーや中高生タイム、中高生イベントを行っています。 「ティーンズフェスタ」を開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間の延長や施設に合った利用方法を考えていくなど多くの中高生が利用できるように工夫をします。 児童館や地域の行事へ中高生と一緒に参加します。

❖ 中高生が楽しい児童館

中央町児童館は、目黒区で初めて本格的に中学生、高校生に対応した児童館で、音楽スタジオや屋外ボールコート、飲食ができるロビーがあり夜8時まで開いています。平成30年4月に開設した平町児童館も同様です。他の児童館でもプレイルームで体を動かしたり、中高生の発想力豊かな力を生かしてイベントの開催をしています。

ほかにも次のようなことをやっています。

(事業の名前の前にある表示は対象者を示しています)

例： **小・中** → 小・中学生向けとりくみ

事業の名前	行っていること
小・中 学校開放 ・スポーツ振興課	子どもの地域での安全な居場所やスポーツレクリエーションの場として、学校が休みの日に小・中学校の校庭(学校ひろば)、夏休みの間に小学校のプールの開放を行っています。
小・中・高 子どもの意見を取り入れた子どもが主体的に関わる児童館運営 ・子育て支援課	意見を自由に言うことができ、子どもが安全に遊べる児童館をつくります。また、子どもが主体となって考えたイベントなどを行っています。
小・中・高 公園で自然や生き物とふれあう機会の提供 ・みどり土木政策課 ・道路公園課	講座やいろいろなプログラムを行い、公園で、自然、園芸、生き物とふれあう体験や機会をつくっています。

3 さいごに

「子ども向け目黒区子ども総合計画」は、主に小学生の高学年から高校生までの方に知ってほしい内容を中心につくりました。目黒区ではみなさんの生活の様子や意見を聞いて「子どもが元気にいきいきとできるまちづくり」を実現させていきたいと思っています。子ども総合計画にはこの冊子で取り上げなかったものがたくさんありますので、一度開いてみてください。

目黒区子ども条例【参考】

前文 子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在です。1人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

日本は、世界の国々と、児童の権利に関する条約を結び、性別、国籍、障害などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があり、これを大切にすることを約束しました。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもってはぐくまれ、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表したり、様々な場に参加したりするなど経験を重ねる中で、失敗を恐れずに挑戦し、結果に対する責任を学ぶことで、自分の生き方を考えながら成長していくことができます。

大人は、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、その成長を支えとともに、子どもが自立し、責任ある社会の一員となるよう導いていく役割を担っています。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力をはぐくみ、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会の形成につながるという考えの下、この条例を制定します。

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、子どもの権利が尊重され、子どもが自らの意思でいきいきと成長していく子育ての大切さとこれを支える取組を明らかにし、子どもたちが元気に過ごすことのできるまちの実現を目的とします。